

セカンドオピニオンを希望される方へ

当院では、セカンドオピニオン制度を実施しています。セカンドオピニオンは、患者の皆さんが自ら治療法を選択し、納得して治療を受けていただくために、病気の診断や治療法などについて、主治医以外の医師から意見を聞くものです。

【概要】

他の医療機関を受診され、その診断や治療法などについて、別の医師の意見もお聞きになりたいという方に対し、洲本伊月病院の専門医が他の医療機関の診療に関する資料に基づき面談し、現在の治療方針等について意見を提示するものです。

※ご注意

担当医は意見を述べるのみです。本制度を利用しての検査、診察、当院への転院、他院への紹介はできません。当院での検査、診察、転院をご希望の方は、その旨の紹介状をお持ちになり、希望される診療科に初診の申し込みをしてください。

当院の専門医が患者様の資料を確認・検討し、セカンドオピニオン対応可能か判断のうえ、可能であれば面談においてご説明いたします。

【セカンドオピニオンをお受け出来ない場合】

- ・医療機関や主治医に対する不満に関するご相談
- ・過去に受けられた治療に関するご相談
- ・医療費の内容や医療給付に関する相談
- ・予約されていない
- ・その他医師の判断によりお受け出来ない場合があります
- ・医療過誤および裁判係争中に関するご相談
- ・死亡された患者様の診断や治療に関するご相談
- ・下記「ご準備いただくもの」を用意できない

【対象者】

患者様ご本人またはご本人の同意が得られる方
(ご本人以外からの相談は、ご本人の同意書が必要です。)

【ご準備いただくもの】

- ・セカンドオピニオン申込書
- ・現在受診されている主治医の診療情報提供書(病状に関する説明書)
- ・診療に関する資料(レントゲンフィルム、CT、MR、PET等の画像フィルム、内視鏡フィルム、病理所見用紙の写し、検査データなど)
※郵送等で地域医療連携室あてに送付願います。内容を確認後日程をご連絡させていただきます。
- ・同意書(ご相談者のみがお持ちの場合)

【料金】

面談時間 1回(60分以内) : 20,000円(消費税込み・返書作成料等を含む)
ただし、面談時間が60分を超過した場合は、15分ごとに2,000円(消費税込み)を加算する。

【実施方法】

当院の専門医が面談を行います。
また、セカンドオピニオンの結果については、患者様ご本人またはご相談者様の承諾のうえで、文書で紹介元の主治医にお知らせします。

【申し込み方法】

完全予約制ですので、まずかかりつけ医の先生に相談し、かかりつけ医の先生からの診療情報提供書(画像等データ含む)にセカンドオピニオン申込書(ご相談者のみがお越しになる場合は同意書も)を添えて洲本伊月病院地域医療連携室に提出してください。内容確認後、折り返しご連絡させて頂き、日時等をお知らせします。

完全予約制ですが、診療等の状況により、多少お待ちいただくことがありますのでご了承下さい。

★もう一度、申し込み前に次のことを確認して下さい。

- ・患者様ご本人が同意されています。
- ・現在治療を受けている医療機関の主治医の紹介状があります。
- ・診察、転院の目的ではありません。
- ・保険が適用されず、すべて自費となります。
- ・セカンドオピニオンで質問する内容を決めています。

お問い合わせ先

洲本伊月病院 地域連携室

〒656-0014 兵庫県洲本市桑間428

TEL:0799-26-0835 FAX:0799-26-0776